

埼玉県補助金 奨学のための給付金申請について
(住民税非課税世帯・生活保護世帯・家計急変世帯のみ)

埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得世帯を対象に「奨学のための給付金」の支給を行います。

つきましては、別紙「令和4年度 埼玉県私立高等学校等 奨学のための給付金のお知らせ」(リーフレット)をご覧ください、該当者は以下の要領に従って申請をしてください。

〈対象者〉 リーフレットP2参照

- ① 令和4年7月1日現在、令和4年度の住民税所得割が非課税(0円)である世帯又は生活保護(生業扶助)を受給している世帯。
- ② 令和4年7月1日時点で、保護者(生徒が成年の場合、生計維持者(父母等))が埼玉県内に在住である。
- ③ 高等学校等就学支援金の受給資格を有している

〈提出書類〉 以下の書類が必要になります。(リーフレットP4参照)

※非課税証明書はリーフレットにはありませんが、学校で非課税であるかの確認のため必要ですので提出をお願いします。

※住民票については、埼玉県補助金等の申請で提出済であれば今回は不要です。

- ① 埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書
- ② 委任状
- ③ 世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの) ※マイナンバーが記載されていないもの
- ④ 保護者等(父母等)全員の令和4年度非課税証明書もしくは生業扶助受給証明書または生業扶助を受給していることがわかる福祉事務所発行の証明書
- ⑤ 健康保険証のコピーまたは扶養誓約書(国民健康保険に加入している場合)
※生活保護世帯は不要
※15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹がいない場合は不要
※生徒から見て兄弟姉妹の方の分が必要になります。
※生徒本人の分は必要ありません。
※保険者番号及び被保険者等記号・番号は黒塗りしてください

家計急変世帯の方の提出書類については事務室にお問い合わせください。

提出期限：7月23日(土)

※家計急変(失職・死亡・離婚等)が発生した場合は、上記期日にかかわらずその時点で学校にご連絡下さい。ただし、定年退職・有期雇用契約の満了、災害等に起因しない正当な理由のない自己都合退職は家計急変には含みません。

※任意の封筒に入れて、本部校舎事務室へ提出して下さい。提出は直接お持ちいただくか、郵送で受け付け致します。

※持参される場合は、平日9:00~17:00及び土曜日9:00~13:00の間でお願い致します。

【郵送：宛先】

350-0434 埼玉県入間郡毛呂山町市場 333-1

埼玉平成高等学校 事務室 補助金担当 宛 (補助金申請書類在中と記載して下さい)

担当 渡邊・猪鼻 TEL:049-295-1212